

下記の業務について、一般競争入札を行うので、静岡県財務規則（昭和39年静岡県規則第13号）第34条の規定に基づき公告する。

令和2年3月10日

静岡県知事 川勝平太

1 入札執行者

静岡県知事 川勝平太

2 担当部局

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号

静岡県教育委員会教育政策課政策推進班

電話番号 054-221-3674

3 入札に付する事項

(1) 入札番号

第2号

(2) 業務名

令和2年度静岡県教育委員会教育広報紙制作業務委託

(3) 業務の仕様等

入札説明書等で定める内容とする。

(4) 時期

令和2年4月1日（水）から翌年3月31日（水）まで

4 入札方法

総価による。郵送又は電送による入札は認めない。

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額（以下「入札金額」という。）に100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額以下「入札価格」という。）をもって契約金額とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるかを問わず、見積もった金額（契約業務を執行するために必要な一切の諸経費を含めて見積もった金額）から、これらの加算する割合の金額を減額した額を入札書に記入すること。

5 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる要件を満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 静岡県が発注する物品購入等又は一般業務委託に係る競争入札参加資格において、「一般印刷」又は「広告代理」の営業種目について競争入札参加資格を有する者であること。

(3) 入札書等の受付期間において、静岡県の入札参加停止基準に基づく入札参加停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(5) 国又は地方自治体における広報紙制作等の業務に主幹事社として従事した実績があること。

(6) 次のアからキまでのいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

6 入札説明書等の配布期間、配布場所及び配布方法

(1) 配布期間

令和2年3月10日（火）から令和2年3月18日（水）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時30分から午後5時まで

(2) 配布場所

上記2に同じ

(3) 配布方法

無料で直接配布

7 入札参加申込書等の提出

本入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す方法により入札参加申込書を令和2年3月19日（木）午後5時まで（土曜日及び日曜日を除く。）に入札説明書の交付場所に提出すること。

8 入札手続等

(1) 入札執行日時

令和2年3月25日（水） 午前10時00分

(2) 入札執行場所

静岡市葵区追手町9番6号 静岡県庁西館8階教育委員会会議室

(3) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

免除

イ 契約保証金

免除

(4) 入札の無効

本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者が行った入札及び入札説明書において示した条件等に違反した入札は無効とする。

(5) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 契約書作成の要否

要

9 その他

(1) この公告に掲げる入札は当該入札に係る令和2年度静岡県一般会計予算の成立を条件とする。なお、契約締結日は、令和2年4月1日とする。

(2) 詳細は入札説明書による。

(3) 契約手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限るものとする。